



# 日刊電力千葉

国鉄千葉電力車労働組合

〒280 千葉市中央区要町2番8号(電力車会館)  
電話{(鉄電) 千葉 2935・2936番  
(公) 043(222) 7207番

96.7.1 No. 4423

# JRは中労委命令を守れ

6/13 JR東日本本社団交で追及

中央労働委員会命令の履行を求める申し入れ

動労総連合申第5号  
平成8年5月23日

1 「平成2年(不採)第26号事件」の救済命令を直ちに履行すること。

当該事件の中労委命令は、国鉄改革法等の関係法令の解釈適用を誤り、当社に不当労働行為責任を負わしめたものであり、是認することはできないので、6月5日、命令の取消しを求めて東京地方裁判所に行政訴訟を提起したところである。

2 併せて、この間不履行状態が続いている4件の千葉地方労働委員会命令を直ちに履行すること。

これら千葉地労委命令は、事実を誤認し、法令の解釈を誤っているなど、当社としては承服できないので、中労委に再審査の申立てを行っているところである。

3 「千労委平成2年(不)第3号事件」命令にふまえ、千葉地方裁判所に係属している「平成3年(ワ)第169号損害賠償請求事件」を直ちに取り下げるこ

平成3年(ワ)第169号損害賠償請求事件については、当社は、違法な争議行為による損害賠償を求めており、取り下げる考えはない。

なお、千労委平成2年(不)第3号事件の千葉地労委命令は、違法な争議行為に参加した社員及び争議行為に関連して非違行為に及んだ社員に対して行った処分等の正当な諸措置について、不当労働行為であると誤った判断をしており、当社は到底承服できないので、中労委へ再審査の申立てを行ったところである。

4 不当労働行為事件の解決に向け、直ちに労使協議を行うこと。

当社としては、法律の正当な解釈を基礎とした公正な判断によって解決されるべきであると考えている。

この命令自体は、千葉地方労働委員会が一二名全員を採用する命令を発したこと大きく後退させるものであり、動労千葉は、これを「断じて容認できるものではない」として、行政訴訟の手続きに入っています。動労総連合は、五月二三日、原職復帰を申し入れ、六月一三日、団体交渉が開催されました。

組合要求を全面拒否するJR東日本

中央労働委員会は、五月一日二名中二名について、一九八七年四月一日に逆上つてJRに採用したものとして取り扱うこと等を命じる命令書を交付しました。

申し入れ項目と回答は別掲の通りですが、JR東日本は、第一に、①動労千葉組合員一二名のJR不採用事件、②木戸組合員に対する河野車務課長以下の脱退強要事件、③不当配転・塩漬け、登用差別事件、④スト破り裏賞金事件で、動労千葉から申し立てられた全ての件について、不当労働行為が認定されていいる現実に踏まえ、直ちにこれらの命令を履行すること。

第二に、スト破り裏賞金の違法性がハッキリした以上、「九〇年三月前倒しスト」に対する「スト損賠」訴訟を取り下げる第三に、不当労働行為事件の解決に向け、直ちに労使協議を行え、という動労総連合の申し入れを全面的に拒否してきました。

動労総連合は、この回答に対し、厳しく会社を追及しました。主なやり取りの概要は次の通りです。

【そろそろ当たり前の会社になれ】

組合 この間、動労千葉関連だけ見ても、全ての件でJR東日本が不採用行為が認定されていいる。動労連帶高崎や動労水戸、國労などについても同じだと認識している。

組合 この間、動労千葉関連だけ見ても、全ての件でJR東日本が不採用行為が認定されていいる。動労連帶高崎や動労水戸、國労などについても同じだと認識している。

組合 この間、動労千葉関連だけ見ても、全ての件でJR東日本が不採用行為が認定されていいる。動労連帶高崎や動労水戸、國労などについても同じだと認識している。

会社 命令を履行するかどうかは、確定するまでは使用者の判断に任されている。

労働委員会命令を無視するとか、従う従わないということではなく、公正な判断を求めるところである。法制度上許された行為として、JR東日本には

組合 労働委員会命令が出た以上、それに従つて、原職に戻したもの上で行訴すればいいではないか。か。

組合 JR東日本ではどれ位の争いをかかえているのか。会社 約一二〇件位の申立てがあり、内一〇件位が取り下げられている。

組合 JR東日本ではどれ位の争いをかかえているのか。会社 約一二〇件位の申立てがあり、内一〇件位が取り下げられている。

この間の経過のなかで、中労委へ上がってきたのが約七〇件で、中労委命令が出て裁判で争っているのが六〇七件となつて

組合 それだけ膨大な争いをかえ、しかも、そのほとんどが会社の不当労働行為を認定しているのに平然としている会社に法を守る精神があるとは思えない。

組合 それだけ膨大な争いをかえ、しかも、そのほとんどが会社の不当労働行為を認定しているのに平然としている会社に法を守る精神があるとは思えない。

組合 法的公定力があることを認めた上でなぜ上級審で争うとするのか。会社 労働法上「確定された命令」に従わない場合は罰せられるが、命令が確定されていない以上許されることである。

【裏へづくく】

東京地裁に行政訴訟を提起したことである。

組合 要するに、JR東日本会社は、自分の言い分が通らない——言つてはいるのではない。

場合は力で押しつぶすと言つて

いるに等しい。

法の根本精神は強いもの（会）が弱者を守り、みんなで生きていくというところにある。

一千億の経常利益を年々あげている大企業が、労働委員会命令の公定力を認めた上で上級審を争つたからといって、経営上何の支障もないことは誰でも分かる。

一方、労働者が首を切られれば、家族も含めて生存の危機にさらされるのだということは分割・民営化時の二百人もの自殺ということも見ても歴然としている。

労使対立が第三者機関に持ち込まれて一〇年も経過するといふことが、労働者と家族にとつて、どれだけの重みをもつか……。ヒューマニズムや人間尊重だの、リーディングカンパニー——というJR東日本が、そういう労働者の弱みに突け込むことによって、無理を押し通そうとしている。それがどれだけ世の中を悪くしているか自覚すべきだ。

組合 われわれは枝葉のことを言つてはいるのではない。

JR東日本の無法な振る舞い

が社会を悪くしているだけでなく、自らの社内をもどうしようもなく暗くしていることを、本

社は、知るべきだ。

今、列車妨害が蔓延し、駅のガラスが割られるなど不審なことが毎日あるが、社員はできるだけ報告しないようにしていい。

なぜかというと、報告する

とアケで警察に呼ばれ、指紋を

採られ、その上、代休はくれない、会社は社員を真に守ってくれないと、皆が思つてはいるからだ。

われわれは、JR東日本とJR

貨物に組織をもつてゐるが、三年連続の赤字でJR東に比べると、この一〇年間で、年間五百萬～六百万の賃金格差をつけられてしまつた貨物のほうが、圧倒的に職場が明るい。

われわれは、会社がそういう対応を止めるまで闘う。

組合 会社の不誠実な対応に抗議する。

われわれは、会社がそういう対応を止めるまで闘う。

くして明るい職場にするように、強く要求する。

会社 いろいろ言われたが、会社としても争いがあることは不幸なことと認識している。

ではきちんと正当な判断をしてほしいということであつて、回答した通りであるとしか言えない。

組合 緯り返しになるが、会社としてはきちっと正當な判断をしてほしいということであつて、回答した通りであるとしか言えない。

われわれは、JR東日本とJR貨物に組織をもつてゐるが、三年連続の赤字でJR東に比べると、この一〇年間で、年間五百萬～六百万の賃金格差をつけられてしまつた貨物のほうが、圧倒的に職場が明るい。

われわれは、会社がそういう対応を止めるまで闘う。

会社 爭いがあることは不幸なことだ。会社としては法律を遵守している。解決を急ぐなら緊急令を求めるという方法もあり、必ずしも会社だけが悪く言わされることでもない。